第 22-125377-250116-800-00058 号

水質試験検査報告書

依頼日　2025年01月16日
発行日　2025年01月23日

水道法第20条第3項国土交通大臣及び環境大臣登録 第75号
建築物飲料水水質検査業登録 福島県6水第15号
株式会社 江東微生物研究所
本　社　東京都江戸川区西小岩5-18-6
電話　(03)3672-1251(代)
試験所　株式会社 江東微生物研究所
環境分析センター
福島県いわき市好間工業団地4-18
電話　(0246)36-8558
取扱営業所：東京支所
電話：(03)3671-5941

八丈町公営企業管理者　様

郵便番号　100-1498
住　　所　東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2
電話番号　04996-2-1128

依頼社名	東京都八丈町役場			事業種別	
施設名				検体名	給水
採水場所	No.8　末吉出張所(関ノ戸浄水場系管末)			水源	
採水日	2025年1月16日　7:25	採水者	武田　卓弥	遊離残留塩素	0.3 mg/L
天候	前日	気温			
	当日	水温		採水区分 他社	持込区分 他社

	試験項目	試験結果	基準値		試験項目	試験結果	基準値
1	一般細菌	0 個/mL	100個/mL以下	27	総トリハロメタン	0.005 mg/L	0.1mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L未満	0.03mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物		0.003mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.001 mg/L未満	0.03mg/L以下
4	水銀及びその化合物		0.0005mg/L以下	30	ブロモホルム	0.003 mg/L	0.09mg/L以下
5	セレン及びその化合物		0.01mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L未満	0.08mg/L以下
6	鉛及びその化合物		0.01mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物		1mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物		0.01mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物		0.3mg/L以下
9	亜硝酸態窒素		0.04mg/L以下	35	銅及びその化合物		1mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物		200mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L以下	37	マンガン及びその化合物		0.05mg/L以下
12	フッ素及びその化合物		0.8mg/L以下	38	塩化物イオン	19.3 mg/L	200mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物		1mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300mg/L以下
14	四塩化炭素		0.002mg/L以下	40	蒸発残留物		500mg/L以下
15	1,4-ジオキサン		0.05mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤		0.2mg/L以下
16	シス1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	42	ジェオスミン		0.00001mg/L以下
17	ジクロロメタン		0.02mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール		0.00001mg/L以下
18	テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	44	非イオン界面活性剤		0.02mg/L以下
19	トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	45	フェノール類		0.005mg/L以下
20	ベンゼン		0.01mg/L以下	46	有機物(TOC)	0.3 mg/L未満	3mg/L以下
21	塩素酸	0.06 mg/L未満	0.6mg/L以下	47	pH値	7.6	5.8 ～ 8.6
22	クロロ酢酸	0.002 mg/L未満	0.02mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
23	クロロホルム	0.001 mg/L未満	0.06mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L未満	0.03mg/L以下	50	色度	0.5 度未満	5度以下
25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	51	濁度	0.1 度未満	2度以下
26	臭素酸	0.001 mg/L未満	0.01mg/L以下	52			

判定	適合：上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。
備考	色度実測値：0.00度　濁度実測値：0.000度
試験期間	2025年1月16日　～　2025年1月23日
検査責任者	センター長　岩澤　潤一

水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は平成15年厚生労働省告示第261号によります。